

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十九年広島県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第百五十九条の五第一項の」を「第百五十九条の五に規定する写真その他知事が必要と認める」に改める。

第十条第三号中「第八十条第二項各号」を「第八十条第二項から第四項まで」に改め、同号を同条第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 再生医療等製品の販売業に係る書類

- ※ 受験資格を有することを証する書類
- 卒業証明書等添付
(省令第159条の5第2項第1～3号該当者)
 - 実務経験証明書、卒業証明書等添付
(省令第159条の5第2項第4号該当者)
 - 実務経験証明書添付
(省令第159条の5第2項第5号該当者)

別記様式第三号中

とを証する書類及び郵政はがきを添付すること。
は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
はつきり記入すること。
日中連絡が取れる電話番号を記入すること。
ないこと。
には、試験を無効とすることがある。
本工業規格A列4とする。

を

は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
はつきり記入すること。
日中連絡が取れる電話番号を記入すること。
ないこと。
には、試験を無効とすることがある。
本工業規格A列4とする。

に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

-
- 注 1 受験資格を有するこ
2 氏名は、記名押印又
3 住所は、同居先まで
4 連絡先電話番号は、
5 ※印欄には、記入し
6 虚偽の申請をした者
7 用紙の大きさは、日

┌

-
- 注 1 氏名は、記名押印又
2 住所は、同居先まで
3 連絡先電話番号は、
4 ※印欄には、記入し
5 虚偽の申請をした者
6 用紙の大きさは、日

┌